

英国（イギリス）における「1999 年少 年司法・刑事証拠法」に基づく特別措置の ガイダンス（抜粋）（仮訳）

(注)

本資料の原文は、英国検察庁（CPS）のホームページ
(<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/special-measures>) に掲載されてお
り、原文の著作権は英国検察庁に帰属する。

このガイダンスは、検察官向けに作成されたものであり、法や実務の変化を反映
するため、定期的に更新することとされている。

特別措置 (Special Measures)

—2020年3月19日更新 法的ガイダンス

序論

多くの証人が、犯罪捜査の過程や出廷して証拠を提供する過程において、ストレスと恐怖を経験する。ストレスは、あらゆる年齢の証人とのコミュニケーション又はあらゆる年齢の証人によるコミュニケーションの量と質に影響を及ぼし得る。一定の証人は、その年齢、個人の状況、脅迫されることへの恐怖又は彼らの特定の必要性に起因して、裁判所に出廷して証拠を提供することについて、特定の困難を抱え得る。そのような状況下において、証人らが「脆弱である」又は「畏怖している」と考えられる場合に、「特別措置」が、最良の証拠を提供する手助けをすることにより、彼らの経験の質を向上させることができる。

特別措置とは何か？

1999年少年司法・刑事証拠法 (YJCEA) は、脆弱証人や畏怖証人からの証拠の収集又は提供を促進するために使われ得る広範な措置を導入した。これらの措置は、「特別措置」と総称される。

特別措置は、脆弱証人や畏怖証人が裁判所で最良の証拠を提供することや、証拠を提供することに伴うストレスを幾らか和らげることを助ける一連の規定からなる。特別措置は、検察側及び弁護側の証人に適用されるが、被告人には適用されず、また、裁判所の裁量に服する。

犯罪被害者に対する実務規範 (被害者規範) のB部パラグラフ2.20は、検察官に対し、被害者によって表明されたあらゆる意見を考慮して、裁判所に対して特別措置を申し立てることを早期に検討することを求めている。

特別措置の対象となる適格

YJCEA16条から33条の規定の下、脆弱証人や畏怖証人は、特別措置の対象となる適格を有する。

脆弱証人

脆弱証人は、YJCEA16条により、次のとおり定義されている。

- 全ての子供の証人（18歳未満）又は
- 証人のうち、次に掲げる理由により、証拠の質が減ずると思われる者
 - ・ 精神障害を有する（1983年精神保健法1条2項で定義され、2007年精神保健法1条2項により単一の定義に改正）
 - ・ 知能や社会生活機能に重大な障害を負っている
 - ・ 証人が身体障害を有しており、又は身体的異常による影響を受けている

いくつかの障害は明白であるが、いくつかの障害は潜在的である。証人が、複数の障害を組み合わせる有していることもあり得る。彼らは、障害を有している事実を、当初又は引き続き必要性の査定で明らかにすることを望まないかもしれない。さらに、検察官は、特別措置に対する必要性は、個々の人ごとに大きく異なることを認識すべきである。例えば、自閉症スペクトラム症を有する証人の中でも、それぞれが大きく異なる必要性を持ち得るのである。

畏怖証人

畏怖証人は、YJCEA17条により、事件に関して証言することに関連する恐怖や不安を感じている者と定義されている。性犯罪の被害者は、17条(4)により、本人が除外を望まない限り、自動的にこのカテゴリーに入る。銃器や刃物を伴う一定の犯罪の証人も、同様に、本人が除外を望まない限り、自動的にこのカテゴリーの中に入るものとされている。

重大な犯罪

被害者規範に規定された、最も重大な犯罪の被害者も、畏怖証人として扱われる可能性がある。これは、犯罪行為により肉親を奪われた近親者、ドメスティックバイオレンス、ヘイトクライム、テロリズム、性犯罪、人身取引、殺人未遂、誘拐と不法監禁、生命に危険を及ぼすことを意図した放火、故意に負傷又は重大な身体傷害をもたらす行為の被害者を含む。

性犯罪

2009年検死官及び司法法101条は、新たにYJCEAに22A条を追加し、刑事法院における性犯罪の事実審理における成人被害者のための特別規定を設けた。

同条は、司法の利益に反する場合又は被害者の証拠の質を最大化しないであろう場合を除き、手続当事者の申立てにより、YJCEA27条の主尋問としての聴取の録音・録画記録を自動的に証拠として採用することを規定する。

特別措置の適格を有することは、裁判所により特別措置が自動的に許可されることと同義ではない。裁判所は、申立てに対して許可をする前に、特別措置又は特別措置の組み合わせが、証人の証拠の質を最大化するものであるとの心証に至らなければならない。

特別措置概論

脆弱証人や畏怖証人について、裁判所の同意を得た上で利用可能な特別措置は、次のものを含む。

- 被告人からの遮蔽（脆弱証人又は畏怖証人に利用可能）
- ライブリンク方式による証言（脆弱証人又は畏怖証人に利用可能）
- 非公開の証人尋問（一定の脆弱証人又は畏怖証人に利用可能）
- 裁判官と法廷弁護士のかつら及び法服の不着用（脆弱証人又は畏怖証人に利用可能）
- 主尋問としての録音・録画記録（脆弱証人又は畏怖証人に利用可能）

刑事法院における性犯罪の事実審理に臨む成人の被害者について、事実審理前の脆弱証人又は畏怖証人の聴取の録音・録画記録は、裁判所により、当該証人の主尋問として許容され得る。録音・録画記録は、司法の利益に資さない、又は被害者の証拠の質が最大化されない場合を除き、申立てがあれば、自動的に許容される（YJCEA27条）（2009年検視官及び司法法103条は、録音・録画記録が証拠として許容された後、証人が追加の主尋問としての証拠を提供することに対する制限を緩和している。）。

- 事実審理前の録音・録画付き反対尋問及び再尋問

事実審理前の過程で記録された証人の録音・録画記録は、刑事法院において、当該証人に対する反対尋問及び再尋問の証拠として許容され得る。これは、録音・録画記録のための27条の命令がなされて証拠が許容され、かつ、被害者又は証人が脆弱の基準を満たす場合にのみ、申し立てられ得る。録音・録画記録は、司法の利益に資さない場合又は被害者の証拠の質が最大化されない場合を除き、申立てがあれば、自動的に許容される（YJCEA28条）。

- 仲介人を通じた証人尋問（脆弱証人のみ利用可能）

仲介人は、証人が裁判所において証拠を提供することを支援するために、裁判所により任命され得る。彼らは、捜査段階においても、コミュニケーションの支援を提供することができる—その後、そのようにして獲得された証拠を許容することの承認が遡及的に求められることとなる。仲介人は、証人が理解するのに必要な限度で、なされた質問や回答について説明することが許されるが、しかし、証拠の中身を変更してはならない（YJCEA29条）。

○ コミュニケーション促進のための補助（脆弱証人のみ利用可能）

検察官は、証人に対し、裁判所に対してどのような措置の適用を申し立てることを希望するかを選ぶことができる一方で、特別措置を認めるか否かは裁判所の決定によることを意識させるべきである。

特別措置の組合せの申立て

複数の特別措置の組合せが適切な場合もあり得る。例えば、脆弱証人が、ついで後ろで又はライブリンク方式により証拠を提供するだけでなく、仲介人からコミュニケーションの支援を受けるといったことである。

ライブリンク方式で尋問を受ける証人が、被告人に見られることを望まない場合には、被告人からライブリンクの画面を隠すよう申し立てることができるが、そのような要請が受け入れられ得るかどうかは、それぞれの裁判所による。

検察官においては、被害者と証人に対し、もし彼らが、裁判所構内であれ、遠隔地のつながれた場所であれ、ライブリンク方式で証拠を提供することを選択した場合、又はあらかじめ録画された証拠が使用される場合（主尋問としてであれ、反対尋問又は再尋問としてであれ）、法廷の画面に映し出された証拠を被告人が見ることができるということを、認識させることが非常に重要である。

被告人が聴取の録音・録画記録を見ることを防止するべく、弁護側がそれを被告人に見せることを止めるための申立てを早期に行い得るが、時機にかなったものでなければならず、かつ、それが裁判所により許可されない可能性がある。

特別措置に関する更なる情報

検察官は、被害者の場合と同様、目撃者である脆弱証人又は畏怖証人のための特別措置について意見を交わし、申立てを行うことが重要であると意識すべきである。目撃者も、彼らが目撃した事件を思い出すことは痛ましいものとなり得

ることから、同様に、証拠を提供することについて不安に感じ、精神的苦痛を経験し得るのである。

録音・録画記録

警察が事実審理前に録音・録画した聴取の記録は、（裁判官と弁護士の合意の下で）編集され、当該証人の主尋問としての証拠として許容される。事実審理では、弁護側により反対尋問が行われる際に、ライブリンク方式や遮蔽が利用され得る。

事実審理前の録音・録画記録による反対尋問（28条）

事前に記録された反対尋問（28条）は、リバプール、リーズ、キングストン・アポン・テムズにある3カ所の刑事法院において、滞りなく試行された。これは、1999年YJCEAの中で最後に実行に移される特別措置として司法省主導で行われるものである。

検察官は、以下のとおり、事前に録画された反対尋問のための最良の実践の領域の輪郭を描いた R v. PMH[2018] EWCA Crim 2452 の控訴院事件にも留意すべきである。

- 1 グラウンドルールの審問において、裁判官は、質問に関する制限が、どのように、いつ、陪審員に対して説明されるのかについて、法廷弁護士と議論をするべきである。
- 2 もし、この議論が行われず、又は変更が生じた場合には、裁判官は、反対尋問の録音・録画記録が上映される前に、質問に関する制限が、どのように、いつ、陪審員に対して説明されるのかについて、法廷弁護士と議論をするべきである。
- 3 裁判官は、陪審員に対し、反対尋問の録音・録画記録が再生される前に、裁判官が反対尋問に関して課した制限やその理由に関する説示とともに、特別措置に関する標準的な説示をすることができる。
- 4 裁判官は、弁論や事件要点の説示の前に、その制限やその制限が重要な影響をもたらす分野について、法廷弁護士と議論をする必要があるか考慮するべきである。この方法により、法廷弁護士は、陪審員に対して言及することができる分野を知ることとなる。

- 5 事件要点の説示の際に、裁判官は、陪審員に対し、課された制限及び行われた質問に対して当該制限が実質的影響をもたらす分野として特定されたあらゆる分野について再確認するべきである。
- 6 もし、陪審員に対して書面による命令が提供された場合には、裁判官は、反対尋問に対する制限の一般的説示に、標準の特別措置に関する説示を含めるべきである。

最良の実践は、R v. YGM[2018] EWCA Crim 2458 の事件において更に明確化された。同事件では、裁判官が、弁護士が他の証人に対して反対尋問をするのと同じ方法で、証人に対して反対尋問を行うことが許されなかった旨を陪審員に説示することについて合意したが、弁護士は、最終陳述において、更なる言及を許されなかった。

「我々は、脆弱証人に対する反対尋問を含む事件における最良の実践が次のとおりであると信じる。第一に、反対尋問に対するあらゆる制限は、早期の段階で特定されるべきである。我々は、この特定が、制限の性質と程度について、そして、単に方法に関するものなのか内容に関わるものなのかについて、裁判官が法廷弁護士と共に議論を行う場であるグラウンドルールの審問において行われることを想定している。証人が反対尋問を受ける前に（裁判官研修所が薦めるように）標準的な特別措置の説示はもちろん、裁判官が、一般的な用語で、陪審員に対し、法廷弁護士に対して制限が課されたことについても説示するのが、最良の実践である。反対尋問者が探索できない内容の特定の事項が特定された場合には、裁判官は、反対尋問が終わった後、陪審員に対してそれらについて説示することを望むであろう。いかなる見解であれ、裁判官は、最終弁論において、それらについて、説示すべきである。最後に、我々は、全法廷弁護士（と事実審理を担当する裁判官）が、脆弱証人の扱いに関する最良の実践について、常にアップデートされた状態であることが期待されていると付言する。」

子供と若年者

18 歳未満の子供の証人は、YJCEA16 条により、自動的に特別措置を受ける適格を有することとなる。

関連する犯罪（性犯罪，1978年児童保護法1条の罪，1988年刑事司法法160条の罪，2004年庇護及び移民（申請者の処遇その他）法4条の罪）の被害者で，年齢が不確かな者については，18歳未満の者であると信じる理由があれば，18歳未満の者と推定される。それゆえ，その推定が当てはまる者については，YJCEA16条の下で特別措置を受ける適格を有することとなる。

裁判所に対して申立てが行われる前に，採り得る措置について情報を知らされた上で意見が表明できるよう，特別措置について，子供の証人の親や監護者に対して，明確に説明を行うことが不可欠である。

検察官は，子供が非常に幼い場合，事実審理において，証言能力の問題が生じ得ることを認識するべきである。

子供の証拠の質が向上しないと裁判所が確信した場合を除き，全ての子供の証人について，録音・録画記録による主尋問やライブリンク方式による更なる尋問により，証拠が提供されることが想定される。

子供の証人は，裁判所の同意の下で，聴取の録音・録画記録，ライブリンク方式による証人尋問又はその両方による証拠提供を回避することができる。子供の証人が回避した場合，遮蔽板の後ろで証言を行うことが想定されている。もし子供の証人が遮蔽措置を望まない場合，彼らはそれを使うことをも回避することができるが，この場合にもやはり，裁判所の同意を要する。

録音・録画記録が子供の18歳の誕生日よりも前に作成された場合，当該証人は，彼／彼女の18歳の誕生日よりも後に，主尋問としての録音・録画記録及びライブリンク方式による特別措置の対象となり得る。

理想的には，子供が裁判所を訪れ，実際の措置を見る前に，特別措置の申立ては行われるべきではない。申立てが行われる前の限られた時間の中で，そのような訪問を行うことが常に可能であるわけではない。検察官は，それゆえ，一度そのような訪問が行われた場合には，いったん許可された措置を変更するために申立てを行う潜在的必要性に注意しなければならない。

事案の振り返りとマネージメント

告発（charge）段階と事件の最初から最後までを通して，証人側の必要性が特定され，考慮されることが必要不可欠である。早期の段階で，証人を専門家のサポートにつなげることが必要となり得る。

準備とマネージメント

証人側の必要性に応じて、検察官は以下のことをすべきである。

- 必要に応じて、警察と、特別措置について話し合う。
- 証人と、特別措置に関するミーティングを計画する。特別措置の申立ての結果や事前の法廷訪問に関し、証人ケア・ユニットや特別支援サービス（例：独立DVアドバイザー、独立性暴力アドバイザー）と連絡を取り合い、また、その進み具合を証人に必ず伝える。
- 証人の不安に対応する。
- 特別措置の申立ての準備－検察官は、最初の審問の際、特別措置の適用を口頭で－特に、多くの適用事項が口頭で行われることが期待される治安判事裁判所において－申し立てるべきである。

DVDが証拠として許容されないと判断されていない限り、証人の記憶を喚起するため、事実審理前に、証人に対し、録音・録画された聴取の映像を見せることができるとするのがCPSの方針である。これがいつ、どのように行われるかは、事案に応じて判断されるべきだが、証人が最良の証拠を提示できるようにすることが最重要である。DVDを視聴することは精神的な負担となり得るので、証人には事実審理の当日ではなく、それ以前に見てもらうのが最良の実践である。警察は、通常、事実審理前の一週間以内に、証人と共に、DVDを見るように調整する。証拠が録音・録画されている証人の記憶を喚起することについて、更なる情報を知りたい場合は、付録Hの「証人供述書と記憶の喚起の法的ガイダンス」を参照のこと）。

グラウンドルールの審問

脆弱証人又はコミュニケーションに配慮が必要な証人が関わる事案では、議論の上、グラウンドルールを前もって決定することによって、どのようにして証人が最良の証拠を提示できるのかを確立させておくのが良い実践である。仲介人がいる事案では、このような審問は不可欠である。

グラウンドルールの審問には、（仲介人がいる場合には）仲介人、CPSの検察官、治安判事／裁判官、事実審理を担当する法廷弁護士の出席が必要である。グラウンドルールの審問では以下の事柄につき議論する。

- 第三者への被害の開示についての質問の管理
- 証人の以前の性的遍歴に関する質問の制限
- 特に複数の被告人がいる事案で、繰り返し尋問することを避けること
- 批判、ステレオタイプ、侮辱的な言葉の使用のコントロール
- 証人を嘘つき呼ばわりするような尋問の管理
- 反対尋問の時間制限（特に、子どもや脆弱な成人の場合—28 条事案においてこのことが繰り返し問題になることに検察官は留意すべきである。）
- 合理的な調整が必要かどうか；及び
- 仲介人が報告書又はこの審問において述べている推奨事項

仲介人がグラウンドルールの審問にいる場合は、以下のことも議論すべきである。

- 最も効果的な証人への尋問方法及び言葉の使用
- 仲介人が介入を希望する際にどのように合図すべきか（例：手で合図する、言葉を発する等）
- 仲介人が、休憩が必要であるとの合図をどのようにすべきか
- 視覚的な補助やその他のコミュニケーション方法が使用されるべきかどうか

上記は、全てを網羅しているわけではない。議論すべき事柄は、事案における個別の状況次第であり、治安判事／裁判官により決定される。その決定はすべての当事者に対し拘束力をもつ。

付録H：証拠が録音・録画されている証人の記憶喚起

証人は、証言前に、自身の供述のコピー—書面にせよそうでないにせよ—を見ることが許される。

証人の記憶を喚起するための計画に関連する問題は、答弁及び事実審理前審問（Plea and Trial Preparation Hearing (PTPH)）の際に提起される。記憶喚起を進めるのであれば、PTPHは、手続の中で証人がどのように補助されるべきか、そして、引き続く事実審理における補助者の役割について示唆することを決定するであろう。決定は、証人の記憶を喚起する間、当該証人を補助する者として誰が最適かについてもなされなければならない。

検察側の証人に対して録音・録画された聴取を見せる手配を行うのは警察の責任である。警察は、どこでそれを行うかや、誰が同席するかについて、検察側と協議すべきである。警察官は、視聴の際に発言のあったあらゆることを記録しなければならない。

事実審理前に DVD を視聴する目的は、証人にも説明されなければならない。彼らの意見を考慮に入れなければならない。証人は、DVD のあらゆる編集について知らされなければならない。これは、録音・録画の内容が、聴取の記憶と正確に一致しない場合に、証人が驚き、疑い、又は混乱することを避けるためである。

記憶喚起のための DVD 視聴と、実際の証言との時間的間隔については、証人側の必要性和集中力の持続時間を考慮しなければならない。間隔を最小化することは、例えば、一定の証人にとって同日の 2 回の視聴を通じて集中する際に体感する困難性と比較衡量されるべきである。

検察官は、多くの若年の証人が、公判の少なくとも 1 日前に DVD を視聴することを好むかもしれないことに留意すべきである。これは、若年の証人が事実審理に向けて準備することや証言することのストレスを軽減することに資する。若年の証人が、1 日に 2 回視聴しなければならない事態を避けるため、最初の視聴を、事実審理当日の朝としないことが薦められる。

「裁判官研修所裁判官チェックリスト：若年証人の事件（2012）」は、若年の証人が陪審とは異なるときに DVD を視聴するのであれば、若年の証人は、反対尋問直前に宣誓し、DVD を見たかどうか、その内容が真実かどうかを尋ねられるべきであると薦めている。